

## 浜松科学館における教育関係団体の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松科学館条例施行規則（平成18年浜松市規則第120号。以下「規則」という。）第7条に規定する教育関係団体の認定に関し必要な事項を定める。

### (教育関係団体の認定)

第2条 別表に掲げる団体については、条例別表第2の1の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

2 前項に規定するもののほか、規則第7条の規定により認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、浜松科学館（以下「科学館」という。）に、教育関係団体認定（更新）申請書（様式第1号）に教育関係団体調書（様式第2号）、団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、相当と認めるときは、教育関係団体認定（更新）名簿（様式第3号）に登録するとともに、その旨を認定申請者に教育関係団体認定（更新）結果通知（様式第4号）により申請書を受け付けた日から30日以内に通知する。

(1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に基づく事業を行うことを主たる目的とすること。

(2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。（団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。）

(3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準じる機関を有すること。

(4) 規約又は会則を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア 団体の名称

イ 団体の目的・活動・事業

ウ 団体の所在地

エ 構成員の資格要件及び加入方法（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）

オ 役員名及びその任期並びに選出方法

カ 団体の意思決定機関（総会・役員会等）

キ 会計・会費・監査に関する事項

(5) 10人以上（市長が特に認めるときは5人以上）の15歳以上の社会人を構成員とし、特定の企業の従事者のみでないこと。

(6) 定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月1回以上科学館で活動す

る団体)であること。

(7) 団体の名称は、教育関係団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

(8) 活動拠点となる科学館の諸事業に協力的であること。

(認定の有効期間)

第3条 教育関係団体(別表に掲げる団体を除く。)の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までの間に、教育関係団体認定(更新)申請書(用紙第1号)を科学館に提出しなければならない。この場合において前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(教育関係団体調書記載事項の変更)

第4条 教育関係団体の認定を受けた者が届け出た教育関係団体調書(様式第2号)の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく教育関係団体調書記載事項変更届(様式第5号)を科学館に提出しなければならない。

2 教育関係団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、教育関係団体認定取消届(様式第6号)を科学館に提出しなければならない。

(認定の取消)

第5条 市長は、教育関係団体が前条第2項に定める届を提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、教育関係団体認定(更新)名簿(様式第3号)から削除するとともに教育関係団体認定取消通知(様式第7号)により速やかに通知する。

(1) 第2条第3項各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。

(3) 施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

認定を要しない教育関係団体（指定団体）は、下記のとおりとする。

	区	分
1	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。 （小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園）
2	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。
3	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。
4	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。
5	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。
6	財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	財団法人浜松市体育協会は含まない。  オ 地区の種目別組織及び保護者の活動も含む。 カ 単位組織も準じる。
7	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学校文化連盟	
8	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA	高等学校などにあっては市内在住者からなる地区会も準じる。
9	ユネスコ協会	
10	総合型地域スポーツクラブ	

回 議	下記の申請を受理し、（ 認定・更新 ）します。				課長	補佐	G長	起案	
	起案	平成	年	月	日				
	決裁	平成	年	月	日				

様式第1号（第2条・第3条関係）

平成 年 月 日

## 教育関係団体認定（更新）申請書

（あて先） 浜松市長  
（浜松科学館）

番号  
（予約システム利用者は利用者カード番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者 団体名称 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話（自 宅） \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

電話（勤務先） \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

浜松科学館条例施行規則第7条の規定に基づき、教育関係団体の認定（更新）を受けた  
いので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

### 1 添付書類

- (1) 教育関係団体調書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 収支予算書及び事業計画書
- (4) 役員名簿及び会員名簿

役員名簿には、役職名、住所、氏名、年齢、職業（差し支えなければ勤務先）及び電話番号があること。

会員名簿には、住所（番地は不要）、氏名、年齢及び電話番号（差し支えなければ）があること。

(様式第2号) (第2条・第4条関係)

## 教育関係団体調書

浜松科学館

番号(予約システム利用者カード番号)										種目、細目(文化・スポーツ)
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

A フリガナ 団体名												
B 代表者	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -			FAX	- -						
C 連絡先	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -			FAX	- -						
D 会員数	人 (うち市内在住・在勤 人)											
E 活動内容												
F 主な 利用目的	1 知識・技術の向上		2 親睦		3 体力づくり			4 会議			5 その他( )	
G 設立年月日	昭和		平成		年		月		日		設立	
H 活動日												
I 会費	1ヶ月		円			又は年間		円			(会員1人当り)	
J 入会条件	有・無 (有の場合記入)											
* 講師  有・無	氏名											
	住所											
	TEL	- -										
	講師謝礼	1時間当たり		円								
* その他 (流派等)												
* 他の市施設 の利用状況	施設名	_____										
	活動日	_____										



## 教育関係団体認定(更新)結果通知

(団体名) 様

浜松市長

(浜松科学館扱い)

平成 年 月 日付けで申請のあった教育関係団体認定(更新)の結果について、次のとおり通知いたします。

認定結果 更新結果	可 ・ 否										
フリガナ 団体名											
番号 (予約システム 利用者は利用者 カード番号)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>						-				
				-							
代 表 者	フリガナ 氏 名										
	住 所	〒 -									
	T E L	- -									
認定(更新) 年月日	平成 年 月 日										
理 由											

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

回 議	下記の申請を受理し、（ 認定・更新 ）します。				課長	補佐	G長	起案	
	起案	平成	年	月	日				
	決裁	平成	年	月	日				

様式第5号（第4条関係）

平成 年 月 日

（あて先） 浜松市長  
（浜松科学館）

## 教育関係団体調書 記載事項変更届

番号（予約システム利用者カード番号）										種目、細目（文化・スポーツ）
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

A フリガナ 団体名											
B 代表者	フリガナ 氏名										
	住所	〒 -									
	TEL	- -			FAX	- -					
C 連絡先	フリガナ 氏名										
	住所	〒 -									
	TEL	- -			FAX	- -					
E 活動内容											
F 変更日 及び 変更内容	平成 年 月 日 ..... .....										
G 届出者	住所										
	氏名										
	電話番号										





## 教育関係団体認定取消通知

(団体名) 様

浜松市長

(浜松科学館扱い)

浜松科学館管理要綱第5条により教育関係団体認定を取り消し、次のとおり通知いたします。

フリガナ	
団体名	
番号(予約システム利用者は利用者カード番号)	
代 表 者	フリガナ 氏 名
	住 所
認定取消年月日	平成 年 月 日
取消理由	

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。